

地域・NPOにおけるメディア・リテラシー教育

猪股富美子 ● お茶の水女子大学研究員

「子どもとメディア」の問題に取り組むNPOの活動 地域を基盤にした文科省のモデル事業も大きな成果

■ 社会全体で考えるべき子どもの「心の闇」

凶悪犯罪の低年齢化や「出会い系サイト」絡みの犯罪や事件が急増するなか、子どものメディア利用について不安をつのらせる親が増えている。平成15年9月に施行された「出会い系サイト規制法」の効果が少しずつ表れ始めている^(*)との指摘もあるが、全体の被害者（1,289人）の8割強は依然18歳未満の女性（高校生532人、中学生371人）が占め、児童買春の被害者も確実に低年齢化している（13歳：26人→33人、12歳以下：2人→9人）。

一方、平成16年6月の佐世保市小6女子児童同級生殺害事件^(**)や平成17年4月の東大阪市幼稚園男児殺人未遂事件^(***)など、情報化社会の子どもが抱える心の闇について社会全体が真剣に考えなければならぬ重大事件も発生し、「子どもの安全」を守るための有害情報対策が早急に求められている。

■ 子どもの安全とメディア・リテラシー

子どもを有害なメディア情報から守るためには、「法規制」や「自主規制」などルールに基づく環境づくりが重要である。インターネット業界においても、各種ガイドラインを設けるとともに、フィルタリングやセルフ・レイティング、ホットライン、ルール&マナー集など、さまざまな情報提供を行っている。そして、今最も注目されているのが、情報化社会に必要なライフスキルとしての「メディア・リテラシー^(***)」である。

メディア・リテラシーの教育については、これまで教育現

場を中心に「総合的な学習の時間」や「情報」などの授業において、さまざまな実践が行われてきた。しかし、それらは、コンピュータのスキルや技術の有用性を強調するものが多く、コンピュータが子どもの思考や成長にどのような影響をもたらすかなど、人間づくりの視点が十分に欠落している。そこで注目されているのが、家庭・地域の「教育力」である。

■ 広がる家庭・地域での取り組み

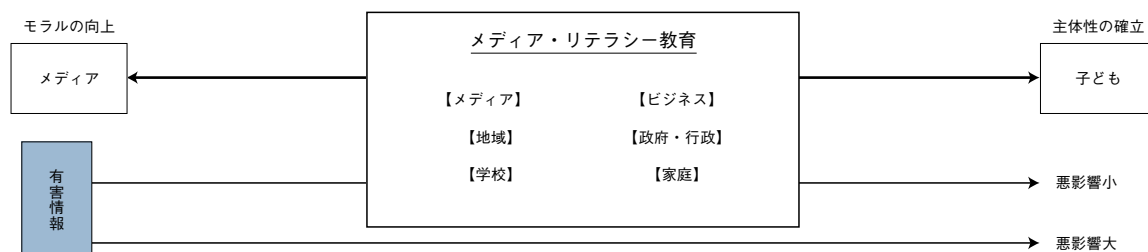
メディア・リテラシーをはじめ、「子どもとメディア」の問題にさまざまな視点から取り組んでいる国内の市民グループ／NPO（表1）のほとんどが子どもを主体とした家庭、学校、地域の連携に大きな役割を果たしている。文科省（スポーツ・青少年局）でも、平成16年度から地域社会を基盤にした「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」モデル事業^(***)として、全国9か所で「地域で有害情報から青少年を守る取組」「メディア対応能力育成事業」等を展開し、大きな成果をあげている。

富山県では、県教育委員会が中心となり、県厚生部、県警などが連携し、「とやま親子メディア利活用推進事業実行委員会」を組織し、親子メディア・フォーラムや親子情報活

表1 「子どもとメディア」の問題に取り組んでいる国内の市民グループ／NPO

ECPAT/ストップ子ども買春の会	http://www.ecpatstop.org/
ねちずん村	http://www.netizenv.org/
子どもとメディア	http://www16.ocn.ne.jp/~k-media/
有害サイトから子どもを守る会	http://proxy.sainokuni.ne.jp/
チャイルド・リサーチ・ネット	http://www.crn.or.jp/

図1 有害情報とメディア・リテラシー教育



子どもを有害情報から守るためには、法規制や自主規制など、ルールに基づく環境づくりが不可欠である。しかし、いかなるルールも100%子どもを守りきることはできない。子ども自らが情報の質を見極め判断する能力（メディア・リテラシー）は、情報化社会におけるライフスキルであり、「子ども」を主体とした最も効果的な有害環境対策といえる。

韓国のNPOが提唱する青少年のためのインターネット利用ルール

資料6-1-5 インターネット利用ルール10か条

1. パソコンをリビングに置いて家族と共有すること
2. インターネット使用時間と使用規則をつくること
3. よい検索エンジンとサイトをお気に入りサイトとして登録しておくこと
4. 家族の許可なしに、インターネット上で個人情報を露出しないこと
5. インターネット上で知らない人と会話しないうこと
6. 家族の許可なしに、追加料金が必要な情報にアクセスしないこと
7. 家族の許可なしに、インターネット上でクレジットカードを使い商品を注文しないこと
8. 不健全なメールやサイトにアクセスしないこと
9. 家族以外の人にパスワードを教えないこと
10. 以上の約束を守り、賢いインターネット利用者になります

出所 韓国のNPO「キリスト教倫理実践運動」が展開する全国メディア教育キャンペーン“Turn-off TV&PC, Turn-on Life”の家庭向けハンドアウトより抜粋

青少年のインターネット中毒が日常化する韓国では、「青少年保護」のための規制を支持する声が根強いが、一方で、地域や家庭におけるメディア・リテラシー教育も官民一体で行われている。

用セミナーなどを開催するとともに、情報モラル向上のためのパンフレットを県内の小、中、高、特殊教育諸学校などに無料配布した。

香川県では、青少年育成香川県民会議と香川県、県教委、県警が連携し、学校（小中）における情報モラルの指導について場面ごとにわかりやすく解説した指導者用マニュアル「情報モラル教育の手引」を作成した。

群馬県でも、「子どもセーフネット形成地域モデル事業」として、県内15か所で、親、教師、子ども（中高生）を対象にしたインターネット利用問題解決のための啓発活動を行い、「IT時代の子育て、教育モデルタウン創り」への大きな第一歩を踏み出した。

一方、福岡県では、地元のNPO「子ども文化コミュニティ」が上陽町とNTTドコモモバイル社会研究所と協働で、携帯電話を活用したメディア・リテラシー体験プログラム（2泊3日のキャンプ形式）を開発し、子どもを主体にした「豊かな学びのコミュニティづくり」を実践した。

■ 人間づくりとしてのメディア・リテラシー

これらの取り組みは、家庭や地域におけるメディア・リテラシー教育のあり方について、さまざまなヒントを提供している。①（家庭・地域の）子どもの現状や問題点、ニーズを正確に把握し、②家庭・学校・地域が互いに持ちうる情報とネットワークを共有しながら、③大人と子どもが同じ目線で共に考え、学ぶこと。メディアに負けない「人間づくり」としてのメディア・リテラシーは、大人が子どもに一方的に

教えるものではない。大人と子どもが共に「対話」し「体験」し、相互に「共感」する中から自然に育まれる「生きる力」である。これらの地域におけるメディア・リテラシーの取り組みは、情報化社会における新たな教育のかたちとして、今後さらなる展開、進化が期待される。

メディア・リテラシーは、「子どもの安全」を守るための道具ではない。情報化社会の子どもたちが、自らのアイデンティティと尊厳を失わず、豊かな人間関係を築くための大切なライフスキルなのである。

(*1) 平成16年1年間に摘発された「出会い系サイト」絡みの事件は、1582件（うち「出会い系サイト規制法」違反は31件）で、過去最多だった平成15年より9.2%減少した。全体の被害者数は1289人（同14.6%減）、児童買春の被害児童数も、平成15年より103人減の616人だった（警察庁2月発表）。

(*2) インターネットの掲示板への書き込みが、被害児童に対する「怒り」や「憎しみ」を抱く大きな要因のひとつの指摘があった。

(*3) 幼稚園男児（4歳）の頭をハンマーで殴り殺し殺人未遂容疑で逮捕された無職少年（17歳）は、取り調べに対し、「インターネットで他殺体の写真や残虐な殺人事件などのサイトを見たのがきっかけで殺人願望を抱くようになった」と供述している。

(*4) メディアの情報をそのまま受け取るのではなく、自分の目で批判的に読み解き、分析し、評価する能力。その重要性については、「青少年育成施策大綱（平成15年12月：青少年育成推進本部）」や、「児童生徒の問題行動対策重点プログラム（平成16年10月：文科省）」でも強調されている。（財）インターネット協会が平成17年3月に発行した「インターネット上に氾濫する有害情報は今、どうなっている？」でも、有害情報対策としてその重要性を強調している。

(*5) 平17年度も別途募集のうえ、実施予定。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp